第三十五条、第三十八条及び第四十条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第四十九条第二項中「翌日」の下に「（同項各号のいずれかに該当するに至った日に更に法第二十五条第一項の規定により被保険者の資格を取得したときは、その日）」を加える。

第五十条中「連合王国協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　ドイツ協定
二　連合王国協定
三　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定（第九十四条第二号において「韓国協定」という。）
四　合衆国協定
五　ベルギー協定
六　フランス協定
七　カナダ協定
八　オーストラリア協定
九　オランダ協定
十　チェコ協定
十一　スペイン協定
十二　アイルランド協定
十三　ブラジル協定
十四　スイス協定

第五十一条中「当該事業主により五年を超えないと見込まれる期間連合王国の領域内において就労するために派遣された者であって、当該就労のために連合王国に滞在を開始した日から引き続き就労するために連合王国に滞在し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの以外の者」を「かつ、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国の領域内において就労する者であって、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の適用を受けるもの（厚生労働省令で定める者を除く。）」に改める。

第六十一条に次の二号を加える。

七　ブラジル協定
八　スイス協定

第七十二　条に次の一号を加える。

七　スイス協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第七十四条の次に次の二条を加える。

（法第三十二条第七項及び第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十四条の二　法第三十二条第七項及び第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（法第三十二条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）

第七十四条の三　法第三十二条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るもののうち、昭和十七年六月から法第二十九条の規定により支給する障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

第七十七条第一項及び第三項中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第八十四条第二項中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

第九十四条第二号を次のように改める。

二　韓国協定

第九十五条に次の二号を加える。

十一　ブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令
十二　スイス協定第一条1(c)に規定するスイス連邦の法令

第九十六条に次の一号を加える。

四　ブラジル協定

第九十七条に次の二号を加える。

十一　ブラジル協定
十二　スイス協定

第九十八条の表に次のように加える。

十一	ブラジル協定第二十二条1	ブラジル実施機関
十二	スイス協定第二十四条1	スイス実施機関

第百五条、第百八条、第百十九条第一項及び第三項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第百二十七条第二項中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三　ブラジル協定　社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をいう。
二十四　スイス協定　社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をいう。

第十六条に次の一号を加える。

三　ブラジル協定

第十八条に次の一号を加える。

七　スイス協定

第十九条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

第二十二条の二　法第四十七条第七項及び第五十一条第二項において準用する法第四十七条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。